

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇告

示

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

土地改良区の役員の就任(農村整備課)

土地改良区の役員の退任(二件)(〃)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良事業の工事の完了(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

◇正

誤

昭和六十二年八月鳥取県告示第六百九十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百九十八号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和六十二年十月一日から 当該計量器の所在の場所

昭和六十三年三月三十一日まで

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期間 実施区域 実施場所

昭和六十二年 午前十時から 鳥取市 鳥取市賀露公民館

十月一日 正午まで 鳥取市 鳥取市湖山公民館

昭和六十二年 午後一時から 〃 鳥取市立日進小学校

十月二日 午後三時まで 〃 鳥取市立日進小学校

昭和六十二年 〃 〃 〃

十月五日 〃 〃 〃

昭和六十二年 午前十時から 〃 鳥取市農業協同組合

十月六日 正午まで 〃 中ノ郷支所

昭和六十二年 午前十時から 〃 鳥取市立日進小学校

十月七日 午後三時まで 〃 〃

昭和六十二年 〃 〃 〃

十月八日 〃 〃 〃

昭和六十二年 午前十時から 〃 〃

十月十五日 午後二時まで 〃 〃

鳥取県告示第六百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	高橋 久夫	日野郡日南町笠木八〇〇
"	藤原 吉廣	一六八一
"	吉川 誠	一〇九六一
"	高橋 兪美	茶屋二四三三
"	白根 保正	二七一〇
"	野口 忠實	一六三九
"	實延 和夫	三八一七一四
"	木山 凱也	二〇四七一二
"	小林 和臣	三二八三
"	石川 美智也	笠木二五二二
"	近藤 通	一六七
"	坪倉 公夫	茶屋二三三
"	藤原 薫之	一一二四
"	木村 利顯	福寿実二四一四
"	河平 吉壽	一一三三二
"	出垣 正夫	新屋一三九一二

鳥取県告示第七百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	中村 則夫	西伯郡名和町大字東坪一一四二
----	-------	----------------

昭和六十二年八月三日退任

鳥取県告示第七百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所
理事 岸 延 章 日野郡日南町下阿毘縁一六四三
昭和六十二年八月十日退任

鳥取県告示第七百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）今在家地区区画整理）を昭和六十二年八月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
------	-----------	----------

船岡町	農村地域農業構造改善事業西岡地区ほ場整備	昭和六十一年三月三十一日
-----	----------------------	--------------

鳥取県告示第七百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
鳥取市	団体営農道整備事業本高地区農道整備	昭和六十一年三月二十日

鳥取県告示第七百五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字牛子山一三六八の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字本谷一〇九四の一

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

昭和六十二年八月鳥取県告示第六百九十二号(土地改良事業計画の変更)中次の箇所~~に誤りがあつたので、訂正する。~~

頁 段 行 誤 正

四 上 十一及び十二

大栄二期地区
農道整備、農業用
用排水、区画整理
及び暗きよ排水

大栄地区農業用排水、
農道整備及び区画整理